	第33回　定例総会議事録
1．日　時	令和2年12月10日（木）午後3時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 13名	1番　朝耒野　清　3番　筒井　昌一　4番　得丸　芳昭 5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範　7番　脇　文夫 8番　加藤　隆生　9番　阿部　清　10番　釘宮　修一 11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一　13番　平山　孝行 14番　福崎　智幸
４．欠席委員 1名	2番　和田　清秀
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第33回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第33回定例総会を開催いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に4番の得丸委員、9番の阿部委員、書記は事務局の服部さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立野津原中学校より南に約920mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は乾燥機を２台、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約199a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より南に約730mに位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約210a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
4番得丸委員	1，２番の面積が全然違うが交換の際、金銭なども条件としてありますか。
12番齊藤委員	お互い近くの圃場を求めて、便利がよくなり、お互い納得済みで、金銭は発生しないです。
議長	他に質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、２ページ　３番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より北に約650mに位置した農地であり、現地の964-1、964-2は保全管理、1958、1959-1はクリ、カキ、カボスが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。申請者は親子であり、申請地において964-1、964-2は露地野菜、1958、1959-1はクリを栽培予定です。農機具はクワ8本、ノコギリ7本、カマ5本を所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約37a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、２ページ　4番について、植田地区の委員さんは現地調査報

	告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北西に約700m 圏内に点在した農地であり、現地の1442-2、1439-1、1557は保全管理の状態、1487は露地野菜が植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各２台、乾燥機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約196a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、3ページ　1番は15ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画のための審議　1番と関連がありますので、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を併せて報告してください。
6番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北西に約500m の距離に位置した農地であり、現地はニンジン、ダイコン、オクラ、ホウレンソウが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター1台を借用、草刈機を2台、管理機、裁断機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約37a となります。 続きまして、15ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等につ

	いては議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北西に約500m の距離に位置した農地であり、現地は白菜・大根・玉ねぎ等の露地野菜が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画は3ページ　1番と同じです。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当、承認相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より北東に約2.5㎞の距離に位置した農地であり、現地はキャベツ、カブ、ダイコン、ニンジンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約30a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4ページ　２番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西に約1.6㎞の距離に位置した農地であり、現地はブロッコリー、ダイコン、キャベツ、タマネギが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、田植機、コンバインを各１台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約121a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より東に約1㎞の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はコンバインを3台、乾燥機を2台、トラクター、田植機を各１台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約86a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、2番について、大分地区ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より北西に約1.9㎞の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において養鶏を営む予定です。農機具は鶏舎を1棟、軽トラック、草刈機を各１台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約60a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、6ページ　3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東に約1.4㎞の距離に位置した農地であり、現地405-2はサトイモが栽培されており、1502-1は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を予定です。農機具は管理機を3台、トラクター、コンバイン、田植機を各１台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約79a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、7ページ　農地法第5条許可申請　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの東約560mに位置する農地であり、現地は既に駐車場として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものであるが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの南西約360mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、飲食店業等を営む法人が、店舗として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね500m 以内の区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、8ページ　１番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校の北西約930mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校の西約1㎞に位置する農地であり、現地は保全管理の状態であった。転用者の状況です。本申請は、売電目的の太陽光発電施設用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページ　2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校の東約600m に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当する。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
議長	なければ、10ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校の南約550m に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第１種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
14番福崎委員	譲受人は静岡に住んでいるが、なぜでしょうか。
3番筒井委員	娘夫婦が帰ってきて、農業をする予定です。
議長	他に質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に、11ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より南西へ約1.3㎞の距離に位置した農地であり、現地は牧草が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では飼料作物を栽培します。農機具はトラクターを4台、モア、レーキ、ロールベーラ、ラップ機、ボブキャットを各１台所有しています。利用権設定後の

	経営面積は約269a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして12ページ　1番について、大分地区ですので私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より南東へ約1km の距離に位置した農地であり、現地はハウスでニラが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地ではニラを栽培します。農機具はトラクター、管理機、動力噴霧機、スプレッダーを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約89a となります。 地区審議会で審議したところ、すべて項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
9番阿部委員	賃借料が高いようですが、なぜでしょうか。
会長	ハウスがあるのでこの金額になっています。
議長	他に質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、第２号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第２号議案は承認いたします。 次に、１３ページ　第３号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。１番について、野津原地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原小学校より東へ約100m の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、運搬車、乾燥機を各1台,草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約122a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を併せて報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより東へ約350mの距離に位置

	した農地であり、現地は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約16a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、14ページ　3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を併せて報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、和泉荘より北東へ約900m の距離に位置した農地であり、牧草が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲、牧草を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、バックホー、台車を各1台、自走草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約298a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の15ページ　1番については第1号議案に関連して報告をいただいていますので、16ページ　1番について坂ノ市地区の委員さん

	は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約300m と700m の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はコンバイン2台、乾燥機3台、トラクター、田植え機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約125a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、17ページ　2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を併せて報告してください。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約300m の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植え機、ミニ耕運機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約37a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、18ページ　3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を併せて報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約1.2㎞と約1.8㎞の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター2台、草刈機3台、コンバイン、田植え機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約98a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を併せて報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約2.8㎞の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機3台、乾燥機2台、トラクター、コンバイン、田植え機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約70a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、19ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を併せて報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より東へ約1㎞の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約78a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、20ページ　基盤強化法での所有権移転の取消しと、21ページから再設定については事務局から説明をお願いします。
事務局	20ページと21ページ1番は関連がありますので一緒に説明します。 まず20ページ1番の利用集積計画の取消しについてですが、申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。10月の総会で承認された案件です。以前は所有権移転の予定でしたが、その後話し合いの中で、使用貸借権の設定にしましょうと内容が変更になりましたので、従前の使用貸借権を再設定するため、20ページ1番で所有権移転を取り消し、21ページ1番で再設定を行います。

	続きまして21ページ2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。権利内容は4年間の賃借権であり、以前の利用権の内容とほぼ同じ内容です。 続きまして22ページ1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。権利内容は5年間の賃借権であり、以前の利用権の内容と同じ内容です。 全ての案件について、地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 なければ、第３号議案について採決します。 第３号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第３号議案は承認いたします。 次に、２３ページからの　第４号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。
事務局	２３ページ１番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は横尾地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲・麦を栽培する認定農業者で、申請地では水稲・麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1553a となります。 続きまして２４ページ２番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は上詰地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画

	です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲・麦を栽培する認定農業者で、申請地では水稲・麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1307a となります。 続きまして２５ページ１番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は宮尾地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定農業者で、申請地ではピーマンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約82a となります。 続きまして２６ページ２番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、ミニトマト、白菜を栽培する新規就農者で、申請地ではピーマン、ミニトマト、白菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約29a となります。 続きまして２７ページ１番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は中尾地区に位置した農地であり、現地の大部分は耕起されており、一部は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理機構が借り受ける予定です。配分計画が確定するまでの間、土地の管理は公社が負担します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
9番阿部委員	26ページの賃借料は上と下の農地で賃借料が違うがなぜでしょうか。
事務局	上の農地は露地栽培ですが、下はハウス栽培になります。

議長	他に質問はありませんか。
13番平山委員	27ページは賃借期間30年だが、所有者が亡くなった場合はどうなりますか。
事務局	利用権の設定者が亡くなった場合は、相続人が地位を承継していきます。
議長	他に質問・意見はありませんか。 なければ、第４号議案について採決します。 第４号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第４号議案は承認いたします。 それでは、次に、２８ページ　第５号議案　非農地証明願　について、事務局より報告してください。
事務局	２８ページ１番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は平成28年頃より耕作放棄により山林化してしまったという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分県立新生支援学校より南西約70mの距離に位置した農地であり、現地は山林の状態でした。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとのご意見をいただいております。 続きまして２９ページ１番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成元年頃より耕作放棄により原野化してしまったという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市西部スポーツ広場より西に約1.0km の距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとのご意見をいただいております。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 続きまして、30ページ　第６号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議　１番について、稙田地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校の西約350mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ありがとうございました。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 なければ、３１ページ　1番について、大分地区の私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報

	告です。申請地は、大分インターチェンジの南西約230mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、浄化槽の維持管理並びに清掃等の事業を営む法人が、駐車場及び資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は大分インターチェンジからおおむね300m 以内の区域にある農地であるため、農振解除後は第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第６号議案は承認いたします。 続きまして、32ページ　第7号議案　荒廃農地の発生・解消状況調査に係る非農地決定について、説明は事務局からお願いします。
事務局	荒廃農地の発生・解消状況調査に係る非農地決定について、各地区審議会で審議したところ、すべての案件で非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 なければ、第7号議案について採決します。 第7号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第7号議案は承認いたします。 続きまして、33ページ　第8号議案　空き家に付属した農地指定について審議を行います。 坂ノ市地区の委員さん、現地の状況の報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市市民センターより東に約3㎞の距離に点在した農地であり、地域住民により2190-1、2346は稲刈り後の状態、1957、1966はアマナツが栽培、1891-6、2237-1は保全管理され、一定の管理が行われているものの一部は耕作の用に供されておらず、また今後、東京都在住の所有者による維持管理等も見込めない状態でした。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 なければ、第８号議案について採決します。 第８号議案について、指定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
委員一同	
議長	全員賛成ですので、第8号議案は指定いたします。 次の34ページからの第9号議案は報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	34ページから37ページにかけては、農地法第3条の３届出です。相続により農地を取得したという届出が、合計で10件出ています。次に38ページから41ページにかけては、農地法第4条第1項第8号届出です。市街化区域農地を所有者自身が転用したという届出が、合計で12件出ています。続きまして42ページから46ページにかけては、農地法第5条第1項

	第7号届出です。市街化区域農地で権利移動が伴う転用の届出が、合計37件出ています。次の47ページから49ページにかけては、農地法第18条第6項通知です。農地の合意解約の届出が、合計9件出ています。
	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
議長	
	ありません。
委員一同	
	その他、協議事項があれば、お願いします。
議長	
	特にありません。
事務局	
	その他、なにかありませんか。
議長	なければ、これで第33回定例総会を閉会します。